支援センターだより No.2

なぜ必要？ 税理士業務と成年後見制度

東北税理士会成年後見支援センター
（公益活動対策部）

東北税理士会成年後見支援センターだよりの2回目は、任意後見制度についてです。

今回からは、税理士業務の中で起こった実例も交えて紹介していきたいと思います。

1　任意後見制度とは

任意後見制度とは、平成12年の改正により新しく設けられた制度であり、本人の判断能力が健常なうちに、判断能力が低下した時に備えて任意後見人や支援の範囲等を公正証書により契約を締結し、実際に判断能力が低下したとき家庭裁判所による任意後見監督人の選任によってその契約の効力が生じる制度のことです。

2　任意後見制度の特徴

任意後見制度の特徴は「自己決定権の尊重」であるとともに、委任者本人、代理人及び取引の相手方、いずれに対しても制度に対する信頼性が確保される機能にあります。

①　自己決定権の尊重

認知症の発症や危険な手術に備え、自らの意思で信頼のおける親族や専門家を後見人として支援の範囲（本人の生活、療養監護、財産管理等の事務・代理権の範囲）を決め、法務省令で定める様式により公正証書を作成し、その契約内容（任意後見契約）を登記することになっています。

登記することによって、任意後見監督人の選任も家庭裁判所に請求することができます。

②　信頼性の確保

任意後見契約は、任意後見監督人の選任が効力の発生条件となっており、家庭裁判所が成年後見監督人から定期報告を徴することや、必要に応じて同監督人に報告を求めること、あるいは調査を命じることなどのチェックシステムが配慮されています。また任意後見契約の登記により、取引相手は本人の判断能力の有無を確認することが可能となります。

3　税理士業務における実例

ある日、かなり高齢のクライアントの方（以下「A氏」という）から電話がありました。その内容は、「先生、俺の財産の件で相談があるんだけど、自宅まで来てくれないかな？」というものでした。

私は、このA氏の遺言執行者になっており、「また遺言書の書き直しかな？」と思いながら自宅を訪問しましたが、別な用件でした。

A氏の相談内容は、「俺が配偶者に先立たれ、子供もいないのは知っているよね。その件もあって、遺言書を公正証書で作成したから心配はしてなかったんだけど、最近頭が病んでしょうがないんだ。万が一、脳梗塞などの頭の病気で俺自身の判断能力がなくなったら、俺の財産は誰が管理することになるのかな？」というものでした。（A氏は、かなりの高齢のため、兄弟もかなりの高齢、甥姪の方も高齢という環境にありました。）

私は、「任意後見制度をお使いになってはいかがでしょうか？」との提案をさせて頂きました。内容については、簡単に上記1及び2について説明させて頂きました。

A氏は、私に以下のことを質問されました。

・先生が、任意後見人になってくれますか？

・この契約は、将来破棄することも可能なの？

・先生以外の人は、俺の財産を勝手に使うことはできないよね？

・報酬は、どの位になるの？

この質問に対し、以下のように返答しました。

・私が、後見人になります

・A氏が判断能力のある内は、いつでも契約を破棄できますし、内容も変更できます。

・私以外の人が、A氏の財産を勝手に使うことはできません。A氏の財産はA氏のために使わなければいけませんので、私も勝手に使うことはできません。そのために、監督人がつきます

・報酬は、月額5万円と別途消費税相当額です。（消費税相当額としたのは、消費税率アップに対応するためです）

A氏は私の回答に納得して下さり、後日任意後見契約を結びました。

4　最後に

成年後見制度が創設された時、この任意後見制度は税理士業務に特に関連するものとして注目されました。私の事例では民法の「財産管理契約（本人が判断能力のある内から財産を管理していく契約です）」は結びませんでしたが、任意後見契約を結ぶ場合に財産管理契約を同時に結ぶ事例が多くみられます。この契約方法は、移行型とよばれています。つまり、契約者の判断能力が健常なうちは財産管理契約で、判断能力が低下した時から任意後見契約に移行するというものです。勿論、財産管理契約においても、報酬は発生します。また、本人の相続税対策も可能となります。結果、税理士の業務の拡大にもつながると思います。

成年後見制度を毛嫌いせず、自分自身の業務にも関連してくる可能性があるという認識を持って頂けたらと思います。

（公益活動対策部長　佐藤　光生）